

告 示

埼玉県告示第千二百三十五号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十八号（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年十一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「等級4及び」を「等級4以上及び」に、「の等級4又は等級5」を「の等級4以上」に、「等級3、等級4又は等級5」を「等級3以上」に改める。